

参加者の有無を確認する公募手続きに係る  
参加意思確認書の提出を求める公示

平成 30 年 4 月 20 日

国土交通省 近畿地方整備局 副局長 長田 信

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務については、アジアと北米の間を輸送されているコンテナ貨物を、阪神港を經由したルート（阪神港トランシップ）での輸送として集貨するトライアルを実施し、その結果及び課題の整理を行う必要があることから、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、3.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、本業務に必要な阪神港においてコンテナ貨物の集貨に関する経験があり、高度な技術力を有している特定法人（以下、「特定法人」という。）との契約手続に移行する。

なお、3.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定法人と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名

阪神港アジア広域集貨事業委託業務

(2) 業務目的

本業務は、アジアと北米の間を輸送されているコンテナ貨物を、阪神港を經由したルート（阪神港トランシップ）での輸送として集貨するトライアルを実施し、その結果及び課題の整理を行うことを目的としている。

(3) 履行期限

平成 31 年 3 月 22 日まで

3. 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年 4 月 30 日勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ② 平成 28・29・30 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の A 等級、B 等級又は C 等級に格付けされた近畿地域の競争参加資格を有する者であること（有資格者が「会社更生法（平成 14 年 12 月 13 日法律第 154 号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成 11 年 12 月 22 日法律第 225 号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類を提出していること。）。
  - イ 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（写しでも可）
  - ロ 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類（写しでも可）

- ③会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（上記②の書類を提出した者を除く。）。
- ④参加意思確認書の提出期限日から見積書の開札日までの期間に、近畿地方整備局から指名停止を受けていない者であること。
- ⑤警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑥企画提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

(2) 技術力に関する要件

- ア 阪神港内において、ユーザーの異なる国際海上コンテナターミナル間のトランシップトライアルに関する検証が実施可能なこと。
- イ アジアから北米に輸送されるコンテナ貨物の阪神港トランシップに関する知見を有していること。
- ウ 阪神港においてコンテナ貨物の集貨に関する経験を有していること。

(3) 業務執行体制に関する要件

- ア 再委託の内容、業務分担構成の妥当性が確保されていること。

4. 手続等

(1) 担当部局

〒 651-0082 兵庫県神戸市中央区海岸通 29 番地 神戸地方合同庁舎  
近畿地方整備局 総務部 経理調達課 契約管理係  
電話 078-391-7576 FAX 078-325-8261

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

平成 30 年 4 月 20 日から平成 30 年 5 月 9 日まで (1) に同じ。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

平成 30 年 5 月 10 日 16 時 00 分 (1) に同じ。持参、郵送（書留郵便に限る。）または 託送（書留郵便と同等のものに限る。）すること。

5. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口は 4. (1) に同じ。

(3) 当該応募者に対して企画競争実施のための企画提案書の提出を要請する際の提出予定期限  
：平成 30 年 5 月 29 日 16 時 00 分

(4) 平成 28・29・30 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の A 等級、B 等級又は C 等級に格付けされた近畿地域の競争参加資格を有していない者も 4. (3) により参加意思確認書を提出することができるが、その者が企画提案書の提出者として選定された場合であっても、企画提案書を提出するためには、企画提案書の提出の時に於いて、当該資格の決定をうけていなければならない。

(5) 詳細は説明書による。